

「それ、広島で。」PR素材使用要領

「それ、広島で。」ロゴマーク・画像・動画等（以下「PR素材」という。）を使用する際は、以下に同意のうえ、適切に使用するものとする。

（目的）

第1条

広島県では、「それ、広島で。」をキャッチコピーとして、若者の広島での挑戦を応援する取組（以下「本取組」という。）を推進している。

本要領は、PR素材の適正な使用を図るため、必要な事項を定める。

（権限）

第2条

PR素材に係る著作権その他一切の権利は、広島県又は広島県に利用を許諾した第三者に帰属する。

2 PR素材の使用の承認等に関する事務は、広島県総務局経営企画チーム（以下「経営企画チーム」という。）が行う。

（使用者）

第3条

PR素材を使用できる者は、本取組の趣旨に賛同する日本国内に所在する法人、団体又は個人とする。

2 未成年である個人がPR素材を使用する場合は、親権者等の法定代理人が本要領に同意した上で、次条の申請書を提出しなければならない。

（使用手続）

第4条

PR素材の使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ別紙様式「それ、広島で。」PR素材使用申請書に必要事項を記入の上、経営企画チーム（soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp）へ電子メールにより提出するものとする。

2 経営企画チームは、前項の規定による申請があった場合、その内容が本取組の趣旨に沿ったものであると認めたときは、その使用を承諾し、PR素材の電子データ（ポスター・ステッカーにあっては現物）を申請者に送付するものとする。

ただし、ポスター・ステッカー等の現物を送付するPR素材は、申請内容のほか、経営企画チームが保有するPR素材の在庫数等を勘案し、経営企画チームが送付可能な範囲内で認めるものとする。

（使用料）

第5条

PR素材の使用料は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第6条

使用者は、P R素材を使用するにあたっては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本取組の趣旨に沿った使用内容とすること
- (2) 別に定める「「それ、広島で。」P R素材使用マニュアル」(以下「使用マニュアル」という。)に従って正しく使用すること
- (3) P R素材を使用した物件等の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと
- (4) 法令又は公序良俗に反しないこと
- (5) 広島県のイメージ又は品位を傷つけないこと
- (6) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用しないこと
- (7) P R素材を製品・サービス等の広告やコンテンツ等に使用又は製品化して営利目的で販売、使用しないこと(例：シール、缶バッジ等の商品化、他サイトに誘導するWEB 広告バナーに使用など)
ただし、ロゴマークを活用した製品化等については別途、広島県との協議により、特に認める場合は使用をすることができる。
- (8) 広島県又は第三者の権利を侵害しないこと
- (9) その他、広島県が指示する事項に従うこと

(使用の差止め)

第7条

P R素材の使用者が前条各号に定める遵守事項に違反した場合又は違反するおそれがある場合のほか、広島県が不相当と認めた場合、広島県は使用者に対し、P R素材の使用を差し止めることができる。

(使用状況の報告・調査)

第8条

広島県は、使用者に対し、P R素材の使用状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(損失補償等の責任)

第9条

広島県は、P R素材の使用に伴って使用者に生じた損失及び損害について、一切の補償及び賠償の責任を負わない。

2 使用者がP R素材の使用に関連して第三者との間で紛争を生じた場合は、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条

次の各号のいずれかに該当する者(法人その他の団体にあつては自らの役員を含む。)は申請をすることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)である者
- (2) 法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (3) 法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (4) 自ら若しくは第三者の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で、暴力団員等を従事させていると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
- (6) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、広島県又は関連する第三者の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 使用者が前各項に違反した場合、広島県は使用者に対し事実関係の確認、情報の提供その他の調査への協力を求めることができるとともに、かかる調査の結果にかかわらず直ちに当該使用者に対するPR素材の提供を拒否、中断、終了することができ、これによって使用者に損害又は損失等が生じた場合でも一切責任を負わないものとする。

(合意管轄)

第11条

使用者と広島県との間で、PR素材の使用に関連して生じた紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第12条

本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、令和 8 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

本要領は、令和 8 年 10 月 5 日から施行する。

別紙様式

「それ、広島で。」PR素材使用申請書

年 月 日

広島県知事 様

所在地（住所）

会社名・団体名

代表者名（氏名）

年齢（※個人の場合）（ 歳）

電話番号

「それ、広島で。」PR素材の使用について、次のとおり申請します。

使用素材	☐ ロゴマーク	使用する色： ☐ 赤 ☐ 緑 ☐ ピンク ☐ 青 ☐ 紫 ☐ 黒 ☐ 白
	☐ 画像	☐ ①ポスター画像 ☐ ②キービジュアル ☐ ③ロゴコピー ☐ ④挑戦応援 ☐ ⑤バナー広告 ☐ ⑥二次元コード
	☐ 動画	☐ 縦 1920×1080（15 秒）・ ☐ 横 1080×1920（15 秒）
	☐ ポスター	必要部数： 部
	☐ ステッカー	☐ ①ロゴマーク 必要セット数： セット（1セット6枚） ☐ ②挑戦応援 必要枚数： 枚
使用目的		
使用場所(掲載物等の名称、場所・URL)		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
使用要領・使用マニュアルへの同意	☐ 「それ、広島で。」PR素材使用要領及び「それ、広島で。」PR素材使用マニュアルに同意し、この要領等に反しないことを認めます。	
その他特記事項		

【留意事項】

- ・必要に応じて記入欄を改行してください。
- ・ロゴマーク等のデータ類はメール送信のみの対応となります。
- ・ポスター、ステッカーは申請者の住所に送付します。
- ・ステッカーの申請上限を超える場合は、使用目的にステッカーの配布先、配布予定枚を明記してください。